

富津市学校給食費の口座振替に関するQ & A

Q1. 登録した口座を変更するにはどうすればいいですか。

A1. 口座振替依頼書を再度金融機関へ提出していただく必要があります。新しく口座振替依頼書をお渡ししますので、学校教育課給食係までご連絡ください。

Q2. 兄弟姉妹は同じ口座を登録しなければならないですか。

A2. 兄弟姉妹で異なる口座を登録していただくことが可能です。口座登録依頼書は、すべての児童生徒に配布をしますので、それぞれ希望される金融機関に提出してください。

Q3. 市内の他の学校へ転校することとなった場合、新しい学校でも改めて口座の登録をする必要はありますか。

A3. 再登録の必要はありません。登録いただいた口座は、市内の学校に通っている限り継続してお使いいただけます。これは小学校から中学校に進学した場合も同様で、再登録の必要はありません。

Q4. 市外へ転出することとなった場合、口座振替の解約手続きは必要ですか。

A4. 解約手続きは必要ありません。ただし、市外へ提出された場合、給食費の精算を行い、その結果還付や追加徴収が生じた場合は転出後もお登録口座への返金や引落しがされますのでご了承ください。

Q5. 来年度小学校に入学する子どもがいます。すでに口座振替依頼書を提出している兄と姉がいますが、再度提出する必要はありますか。

A4. お子様お1人につき1枚の口座振替依頼書が必要なため、提出していただく必要があります。小学校新入生の場合、就学時健康診断の書類と併せてお子様のお名前が入った口座振替依頼書を送付しますので、金融機関への提出をお願いします。

富津市学校給食費の口座振替に関するQ & A

Q6. 口座振替依頼書を紛失（破損）しました。どうしたらいいですか。

A6. 新しく口座振替依頼書をお渡ししますので、学校教育課給食係までご連絡ください。

Q7. 就学援助の認定を受けている場合でも、口座振替依頼書の提出は必要ですか。

A7. 就学援助制度や生活保護制度等、給食費の援助を受けている場合でも、給食費の精算等があった場合の還付先口座に利用しますので、提出をお願いします。

Q8. 口座振替手続きが間に合わなかった場合どうなりますか。

A8. 市から納付書を送付しますので、納付書に記載されている金融機関やコンビニエンスストア、スマホ決済等により納付をお願いします。なお、納付方法は原則口座振替によりますので、速やかに口座振替依頼書の提出をお願いします。

Q9. 残高不足等により引落としができなかった場合どうなりますか

A9. 引落日の翌月中旬ごろに納付書と督促状を発送しますので、納付書に記載されている金融機関やコンビニエンスストア、スマホ決済等により納付をお願いします。

Q10. この口座振替手続きをすると、学用品費等の代金も引落としされますか。

A10. 今回の手続きは、学校給食費のみに対するものです。その他の代金については、従来どおり各学校の定めた方法でお支払いをお願いします。